

東京第一会計ニュース

2024(令和6)年1月1日発行

No. 119

CONTENTS

新年のご挨拶

第42回 末広会総会のご報告

顧問先紹介【有限会社阿藤測量設計】

インボイス制度おさらい

電子帳簿保存法

礎

いしずえ



新年のご挨拶



税理士

塩畑 契之



新年明けましておめでとうございます。旧年中は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

昨年は、国際情勢に大きな影響を与えた、中東ガザ地区における武力衝突が勃発し、世界中に中東戦争への恐怖、戦慄が走りました。ウクライナ情勢の悪化など、国際情勢は不安定な状況が続いております。戦争の影響で世界的にエネルギー価格や食料価格が高騰し、世界経済に大きな打撃を与えています。さらに、気候変動による異常気象が世界各地で頻発しています。米国で史上最悪の干ばつが続き、欧州では記録的な熱波や洪水が発生しました。気候変動の深刻化は、世界的な食料危機や難民問題の拡大など、さまざまな問題を引き起こしています。日本国内におきましても、原油や穀物などの原材料価格が高騰して企業コストを押し上げ、さらには円安による影響もあり、物価上昇いわゆるインフレーションが続いています。昨年一月から九月の消費者物価指数は前年同月比で、いずれの月も3パーセント以上上昇しています。物価上昇に合わせて国民の所得も増えれば、景気は好循環となるのですが、現状では到底国民の可処分所得の増加が、物価上昇に追い付いていないと思えません。日本経済は悪いインフレ、すなわちスタグフレーション状態に陥る危険性が大きいのではないのでしょうか。税務の世界においては、消費税法の大改訂が実施され、中小零細事業者に過大な負担を強いる、適格請求書保存方式いわゆるインボイス方式の運用が開始されました。本年一月一日からの電子帳簿保存法の本格運用と相まって、何やら不穏な財務省のたくらみが見え隠れしているように思えてなりません。

目まぐるしく変遷する時代にあつて、正確に現状を把握し、分析しながら的確に未来を見据えて、皆様のお役に立つ情報を迅速に発信できる事務所として、より一層精進してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

新年を迎え謹んでお慶び申し上げます。



税理士

近藤 勝美



政府税制調査会は、昨年の六月三〇日、中長期的な視点で税制のあり方を考える「中期答申」をまとめました。全文261ページで四年前の中期答申の10倍近い分量です。税制の原則や歴史、社会構造の変化、各税目の特徴や課題などをまとめた「税の教科書」のような答申となっています。

各税目のうち、所得税について、最初は給与所得控除が取り上げられています。給与所得控除によりマクロ的には給与収入総額の3割程度が控除されていますが、給与所得者の必要経費と指摘される支出は給与収入の約3%と試算されており、主要国との比較においても全体的に高い水準となっているなど「勤務費用の概算控除」としては相当手厚い仕組みとなっていると指摘しています。給与所得控除の引き下げが予想され、サラリーマン増税になると思われます。

退職所得の課税についても問題意識が述べられています。現行の課税の仕組みは、勤続年数が長いほど厚く支給される退職金の支給形態を反映したものとなっていますが、近年は支給形態や労働市場における様々な動向に応じて、税制上も対応を検討する必要があると述べています。つまり、退職所得控除の見直しを意味しています。

現在、所得税などの定額減税が議論されていますが、減税の後には「大衆課税路線」を中期答申が指向していることが明らかであり、増税が待っていると言わざるを得ません。

私ども東京第一会計は、皆様のお役に立てるよう職員一同努力してまいります。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

インボイス制度おさらい

二〇二三年一〇月一日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されました。全事業者に影響のある制度ですので、改めて確認してみましょう。

適格請求書（インボイス）とは？

「適格請求書（以下、インボイスという）」とは、下記の【記載事項】をすべて満たした請求書及び領収書等（請求書・領収書が多いですが、書類の種類は問いません）のことです。インボイスを発行できるのは税務署に登録申請をして承認を受けたインボイス発行事業者に限られます。

しかし、インボイス発行事業者になれるのは消費税の課税事業者のみですので、消費税の納税義務の無い免税事業者は課税事業者を選択して消費税を納める場合を除き、インボイスを発行することができません。

また、インボイスの登録をしていないから領収書等を発行できない、あるいは登録をしていないから記載事項を満たす必要は無いというのではなく、インボイス発行事業者でない事業者も、記載事項を部分的に満たした従来の領収書等を求めに応じて発行する必要があります。

- 【記載事項】
- 下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

⑥ (株)〇〇御中

③ * 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

② XX年11月30日

スーパー〇〇
東京都...
登録番号 T123456...

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

③ * 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

【適格請求書を修正し、適格請求書及び仕入明細書等とする例】

請求書		請求書	
(株)〇〇御中 △△商事(株) T1234567890123		(株)〇〇御中 △△商事(株) T1234567890123	
10/1 オレンジジュース	108,000円	10/1 オレンジジュース	108,000円
10/2 キッチンペーパー	113,000円	10/2 キッチンペーパー	113,000円
10/2 リンゴジュース	158,000円	10/2 リンゴジュース	158,000円
10% 税抜 1,980,000円	税198,000円	10% 税抜 1,980,000円	税198,000円
8% 税抜 1,539,000円	税123,120円	8% 税抜 1,539,000円	税123,120円

訂正事項につき11月1日先方確認済み

「軽減税率対象品目である旨」の記載がない

「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手である△△商事(株)へ確認を受けることで、適格請求書及び修正事項を明示した仕入明細書等となる。

出典：国税庁 お問い合わせの多いご質問

インボイス制度は複雑で分かりにくいいため、インボイスの要件を満たしていない領収書等も散見されます。実務上起こりえる問題点を確認してみましょう。

インボイスの記載事項に漏れがある

手書きの領収書などで、②取引年月日や③取引内容、④税率等の記載が無いことがあります。その際には自分で追記・修正せず、発行元に連絡して修正や再発行をしてもらうのが原則的な対応となります。ただし、発行者に確認を受けることを条件として、自分で追記・修正することも認められています。

領収書等ではない資料について

領収書等ではなく、クレジット売上票や半券のみを渡された場合には仕入税額控除を受けられないため、別途領収書等の発行を要求する必要があります。

なお、毎月発行されるクレジットカードの利用明細などのみではインボイスの記載事項を満たさないため、クレジットカードや電子マネーで支払いをした場合でも領収書等を保管する必要があります。

チャージ料金

交通系ICカードなどの電子マネーにチャージした際の領収書等では仕入税額控除が受けられません。公共交通機関を利用した経費については後述の特例を用いて控除を受けることになります。

宛名が違う領収書等

立替払いなどによって、受領した領収書等の宛名が法人の役員や従業員の個人名になってしまっている場合には、原則として立替精算書を作成し、領収書等と共に保存する必要があります。

ただし、「適格簡易請求書」については、従業員名簿等を併せて保存すれば立替精算書を作成する必要はありません。

その他、ホームセンターや薬局の領収書などレシートとひとつながりになっている領収書もあります。これらは2つ合わせてインボイスの記載事項を満たすようになっていないこともあり、切り離すと記載事項を満たさなくなる場合がありますので注意が必要です。

また、例外として帳簿のみの保存により仕入税額控除が可能になる取引(「インボイスが不要」のうち、代表的なものをご紹介します。

- ・インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ・インボイスの記載事項(取引年月日を除く)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- ・インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ・従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

今回は一部しかご紹介できませんでしたが、他にも注意すべき点がたくさんあります。ご不明な点は弊社担当者までご相談ください。



電子帳簿 保存法



二〇二四年一月一日から電子帳簿保存法の有
恕措置が廃止され、本格的に運用が開始されま
した。詳細については以前この紙面でもご紹介
しましたので、今回は実務上重要な点を再確認
しましょう。

すべての事業者は、書類（注文書・契約書・
送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当
する電子取引データを受領・送付した場合には、
そのデータをプリントアウトして紙で保存する
だけではなく、電子データでも保存しなければ
なりません。この「データの保存」が一番重要
なポイントです。

電子帳簿保存法は「紙での保存は違法」、「新
たにソフトウェアを導入しなければならない」
などの印象がありますが、ほとんどの中小企業
ではパソコン1台あれば対応できます。最も簡
易的な例ですと、データの保存に加え下記の図
のように、【可視性の確保】と【真実性の確保】
を満たさなければいいということになります。
違反した場合、青色申告の承認の取り消しな
どが考えられますが、国税庁は規則に違反した
からといって、すぐに承認を取り消すわけでは
ないとの見解を示しています。

弊社担当者に相談していただき、無理のない
範囲で少しずつ対応を進めていきましょう。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。
ただし、「2 課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または
「**電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理
されている方**」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応
じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、
プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけど、
どうすればいいんだろう。



**不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、
遵守する。**



その場合であっても、「**ルールを決めて守っていただくこと**」で満たす
ことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPIに掲載していま
すので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね！

真実性
OK



出典：国税庁 システム導入が難しくても大丈夫！！令和6年1月からの電子取引データの保存方法